

## さつま町一般廃棄物処理実施計画の公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理実施計画を定めたので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年5月7日

さつま町長 上野 俊市

- 1 一般廃棄物処理実施計画書

令和8年度

# 一般廃棄物処理実施計画



さつま町

## 令和 8 年度一般廃棄物処理実施計画

### 1. 目的

本町における廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生上の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項により、一般廃棄物処理実施計画を策定する。

### 2. 実施計画の時期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 か年間とする。

### 3. 実施計画処理区域

さつま町の全域とする。

町名 内訳	さつま町
面積	303.90 km <sup>2</sup>
世帯数	8,530世帯
可燃ごみ 収集人口	18,100人
不燃ごみ 収集人口	18,100人
資源ごみ 収集人口	18,100人

### 4. 対象廃棄物

廃棄物処理法第 2 条に定義する一般廃棄物

### 5. ごみ処理計画

#### (1) 収集・運搬計画

##### ア. 収集、運搬体制

次の区分により収集運搬を行う。

分別の区分		事 例	収集・運搬 形態
普通 ごみ	可燃ごみ	紙類、容器包装以外のプラスチック類など	委託
	不燃ごみ	金属類・(粗大含む)・ガラス類・陶磁器類など	委託
	資源ごみ	新聞・雑誌・びん類・空き缶類・紙パック・発砲スチロール・ペットボトル・段ボール・その他紙・その他プラ 使用済乾電池、使用済蛍光灯、小型家電等	委託
	生ごみ	生ごみ	委託

- ・平成 13 年 4 月 1 日から資源ごみ収集実施
- ・令和元年 6 月 1 日から全町生ごみ収集実施
- ・令和 8 年 1 月 1 日から小型充電式電池の拠点回収実施

イ. 収集地域

さつま町内とする。

内訳		町名
		さつま町
計画 収集	可燃ごみ	18,100人
	不燃ごみ	18,100人
	資源ごみ	18,100人
	生ごみ	18,100人
計画処理区域内人口		18,100人

ウ. 収集回数及び収集方法

収集は分別収集とし、町指定袋により可燃ごみは週2回、不燃ごみは月1回ステーション方式により実施する。また資源ごみについては、月2回のコンテナ容器等によるステーション方式で実施する。

生ごみは週2回バケツにより回収、小型家電についてはピックアップ回収、小型充電式電池は拠点回収を実施

エ. 計画収集量等

①. 収集形態別収集量

単位:t/年

内訳		町名		合計
		さつま町		
計画 収集 量	可燃ごみ	直接収集	2,121	3,000
	不燃ごみ	直接収集	107	
	資源ごみ	直接収集	299	
	生ごみ	直接収集	473	
直接 搬入 量	可燃ごみ		1,900	2,325
	不燃ごみ		254	
	資源ごみ		171	

(2) 処理処分計画

ア. 処理処分体制

さつま町クリーンセンター及び最終処分場の運転管理については、委託で行う。

イ. 処理処分方法

計画収集された可燃ごみについては、さつま町クリーンセンターで焼却処理する。  
不燃ごみ（粗大ごみ含む）についてはクリーンセンター内の粗大ごみ処理施設で破  
砕処理し、鉄類と残渣に分別する。

資源ごみについては分別収集後、中間処理業者にて中間処理し、容器包装リサイク  
ル協会もしくは独自ルートにて再商品化委託する。

生ごみについては、委託業者の施設で堆肥化する。

焼却残渣及び破砕残渣は、最終処分場で埋立処分する。

ウ. 一般廃棄物処理に係る相互支援協定

自然災害等による急激なごみ量の増加又は感染症等及び故障・事故等により、一般  
廃棄物処理を困難とする特別な事情が発生した場合のために、始良市・伊佐市・霧島  
市・湧水町及び伊佐湧水環境管理組合と令和2年11月16日に協定の締結を行った。

【さつま町クリーンセンター】

搬入量		処理場名	所在地	形式	公称能力 t/日	処理量 t/日	残渣量 t/年
形式施設	収集直接 搬入計	さつま町 クリーンセ ンター	さつま町 湯田2734-8	機械化バ ッチ方式	40	19	489
焼却	t/年 4,021						

【さつま町最終処分場】

種類	埋立量	処分場名	所在地	埋立面積	全体容量	埋立容量	覆土容量	残余容量
直接埋立	24,424t (覆土他)	最終処分場	さつま町 湯田2611	m <sup>2</sup> 17,130	m <sup>3</sup> 115,000	m <sup>3</sup> 38,459	m <sup>3</sup> 18,787	m <sup>3</sup> 57,754
焼却残渣	27,752t (固化灰・ し尿汚泥 焼却灰含)							
破壊残渣	15,952t (不燃)							
計	68,128t							

※ 埋立量は埋立開始からの累計、残余容量は最終覆土25,480m<sup>3</sup>と保護層容量7,820m<sup>3</sup>も含む。

埋立方式—————準好気性埋立構造・セル方式

埋立期間—————平成5年7月1日から埋立開始（埋立予定年度：令和16年度）

6. し尿処理計画

(1) 収集・運搬計画

ア. 収集・運搬体制

し尿については町直営で実施し、浄化槽汚泥については許可業者2社で対応する。

イ. 収集区域

さつま町の全域とする。

単位:人

町名		さつま町
内訳	計画処理区域内人口	18,100
	非水洗化人口	3,009
	計画収集人口	3,009
	自家処理人口	0
	水洗化人口	15,091
	公共下水道人口	0
	コミュニティプラント人口	882
	浄化槽人口	14,209

ウ. 収集回数及び収集方法

し尿については、申込箱を設置し戸別収集を実施する。

し尿浄化槽汚泥については、許可業者が各家庭の浄化槽維持管理を行い、定期的に汚泥を抜き取り、し尿処理場へ搬入する。

エ. 収集運搬計画

①. 収集形態別収集量

	し尿		浄化槽汚泥		計
	さつま町	4,322	さつま町	14,640	
直営	さつま町	4,322			4,322
許可			さつま町	14,640	14,640
計	4,322		14,640		(M) 18,962

②. 自家処理量

し尿	計
0	(N) 0

(M) + (N) = 18,962 kl/年

(2) 処理処分計画

ア. 処理処分体制

さつま町環境センター（し尿処理場）の維持管理については、直営で行う。

イ. 中間処理方法

し尿・浄化槽汚泥は、さつま町環境センター（し尿処理場）で処理する。

ウ. 最終処分方法

し渣・乾燥汚泥については、汚泥乾燥焼却設備で焼却処理後、最終処分場で埋立処分する。

エ. 処理処分計画

単位:kl/年

処理処分の種類		し尿		浄化槽汚泥		計
町処分	し尿処理施設	さつま町	4,322	さつま町	14,640	18,962
計			4,322		14,640	18,962

【さつま町環境センター】

種類	搬入量(kl/年)		
	直営	許可	計
し尿	4,322	0	4,322
浄化槽汚泥	0	14,640	14,640
計	4,322	14,640	18,962

処理場名	所在地	形式	処理能力 kl/日	処理量 kl/年	残渣量 t/年
さつま町環境センター	さつま町広瀬 5410番地	膜分離高負荷脱窒素 処理方式+高度処理	71	18,962	39